

## e ナスバによる運行管理者等一般講習受講料助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、自動車事故対策機構において、運行管理者等一般講習のeラーニング講習（以下「e ナスバ」という。）を受講した場合、受講費用の一部を助成することとし、トラック運送事業における輸送の安全の確保に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

### (助成対象)

第3条 助成対象は、令和8年1月1日から令和8年12月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する運行管理者に選任された者がe ナスバを受講修了したものとする。

但し、新規入会事業者は、入会日から令和8年12月末日までに受講修了したものとする。

### (助成金額)

第4条 助成金額は、1名当たり3,200円とする。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和8年度e ナスバによる運行管理者等一般講習受講料助成実績報告書」により、令和9年2月4日午後5時までに申請を行うものとする。

なお、郵送による申請の場合は、令和9年2月4日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

### (助成金の交付)

第6条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものし、交付日は別表に定める。

### (助成金の返還)

第7条 千ト協は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
  - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和7年 4月1日より実施する。

(附則) 本要綱は、令和8年 4月1日より実施する。

【別表】申請受付日別助成金交付日

申請受付日	交付日
6月～7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～2月	当該年度 3月末